



事務引継書考

写真の簿冊は、戦後の県庁事務引継書の一例である。保存年限が満了し県庁地下の書庫から選別され文書館に移管されたものである。ある年の前任部長、課長から後任者への引継書にはその当時の部課の所管する行政課題が洩れなく載っているはずである。それらを時系列で手繰れば県行政の姿が明



確に浮かび上がってくるに違いない。

地方自治法や諸法令により事務引継書の作成を義務付けられている機関は多くない。知事、副知事、出納長、監査委員などは自治法に定められているが、補助機関たる部長以下の一般職については本県の場合何も義務付けはない。ただ文書管理規則別表に「法令に基づく事務引継書」は長期保存すべきものと規定され、それ以外の事務引継書はファイル管理表の定めによることとなっており、それには、概ね部局長五年、室長三年の保存年限が定められている。なお会計書類などについては別途細かく規定されているものがある。他県では職員倫理規程や文書引継要領などという訓令で引継書の作成を義務化している例もあるようである。

文書館が現在保存している事務引継書は多くない。その原因は三つ考えられる。第一に、そもそも事務引継書の作成を明示した法令、訓令がない以上、その作成は自由であること。事実口頭の引継で済ませる場合もあるし、口頭で引き継ぐべき事柄も確かにある。第二に、引継書は作成されているが、文書法制室に引き継がれず原課に留まったまま廃棄されている可能性があること。保存すべき公文書だという認識が欠けているのである。後任者が再び異動をするとき、新しく事務引継書を作成し、前任者からの引継書を廃棄する場合もあるだろう。第三に、引継書が作成され、文書法制室の県庁地下の書庫に引き継がれたものの選別から洩れたという可能性があるが、それは少ないであろう。

ある仕事をしていてそれがどのように変遷してきたのか調べてみたいと思うときがある。一覧できる資料がなければ一年一年手繰り寄せていく材料が必要である。その一つが事務引継書であると思う。去年から今年、何を変えたのか、そのときの担当した者の記憶にしか残っていないのでは、組織ナレッジの継承は難しい。事務引継書を、県の説明責任を果たし、後世に残すべき公文書としてもっと意識したい。

(石本俊憲)

【収蔵文書の紹介】
天文十一年の大内義隆下文

影写本 古文書の写し（複製物）を作

ることは昔からしばしば行われてきた。今では、写真の技術が発達したのでカメラで撮影することが普通になり、デジタル複製も珍しくなくなったが、昔は筆と墨を使ってひとつひとつ人間の手で写し（写本）を作成するのが普通であった。

この、古文書の写本のひとつに「影写本」と呼ばれる種類のものがある。これは、古文書原本の上に紙を敷き、上から文字や図を忠実になぞって作成した写本のことであり、原本を横において見ながら書き写したものに比べて精密な写本であると考えられている。一般にはあまり知られていない言葉であるが、大抵の日本史研究者には馴染みのあるもので、少し大きな辞書（たとえば『広辞苑』）にもこの言葉は載っている。

日本国内で、この影写本を多量に作成し所蔵しているのは東京大学の史料編纂所である。ここに収蔵されているのは古文書の影写本だけで六八〇〇冊、そこに写されている古文書の点数は約二〇万点と言われている（近藤成一「古文書目録データベースと東京大学史料編纂所」
<http://www.ni.ac.jp/CNEWS/NA5/17-18.html>）。

これらの影写本は、史料編纂所の業務

に活用されるばかりでなく、日本史の研究者や自治体史編纂事業などに不可欠の史料となっている。かつて『広島県史』を編纂する際にも多くの影写本が利用されており、特に古代中世資料編の協や（傍）には影写本から翻刻された古文書が多数掲載されている。

ところで、東大史料編纂所が架蔵する影写本の大部分は、明治初期から昭和戦前期にかけて作成されており、古いものでは作成後百年以上経過しているものも少なくない。広島県について言うと、県内各地で所蔵されていた古文書の影写本が作成されたのは、多くは明治三十年（一八九七）から翌三十一年（一八九八）にかけてであり、ちょうど百年と少し経過していることになる。

史料編纂所の影写本は家別・所蔵者別にまとめられており、その末尾には、いつこの誰が所蔵する古文書を影写したのか書き込まれている。したがって百年と少し前、広島県内のどこの誰がどんな古文書を所蔵していたかが（正確に言えば、その一部が）これらの影写本によって分かるのであるが、これだけ時間が経過していると、特に個人が所蔵していた古文書の場合、それらの現在の所蔵者をつきとめることは難しくなっていたりする。中には、戦災その他で原本そのものがすでになくなってしまった場合もありうる。

さて、広島県史編さん室が利用させて

もらった影写本の中に、「横山文書」がある。これは、『広島県史』古代中世資料編に「横山林左衛門氏旧蔵文書」として掲載されている。この影写本の末尾には「安芸国高宮郡鈴張村横山林左衛門所蔵明治廿九年四月採訪同三十年十月影写」とあり、鈴張村（現広島市安佐北区）の横山林左衛門という人が明治三十年頃に所蔵していたことが明らかなのであるが、広島県史編纂時には原本の所在が判明せず、『広島県史』は東大の影写本を底本として活字化している。その後も、この文書の原本の所在は不明のままであった。



出現した原本 ところが、昨年、当館

に寄託された「片山氏所蔵文書」の中に、この文書の原本があることが判明した（写真）。寄託者のお話によると、片山家は、今は絶えてしまった横山家から別れた家で、戦後間もないころ、この古文書を横山家から譲り受けたという。横山家は江戸時代よりも前から鈴張村に居を構えていた旧家であり、戦国時代には武士であったらしい。

この文書は、大内義隆が横山右馬介真高に安北郡鈴張村のうち二三石余の地を宛行ったものである。文書の右側（袖と^{たもと}いう）に大きく書かれたのが大内義隆の花押で、同時代のほかの戦国大名の花押と比べても特に大きく立派なものがある。

古文書学的に言うと、この文書の形式は、袖判下文と呼ばれるものである。

（花押）
下 横山右馬助真高
可令早領知安芸国安北郡鈴張内式拾三石余
地一事
右以三件人所宛行也者、早可令全領知之状如件
天文十一年十一月十二日

袖に花押だけを据え、差出人の名を書かないのは尊大で権威ばった形式だとされている。大内氏は、応仁文明の乱の頃からこの形式の文書を使い始めたと言われている。もともと袖判下文は、源頼朝以来、將軍や一部の有力武家によって使用されていたものであるが、足利將軍家が使わなくなってからは、この形式の文書を使う者はいなくなっていた。大内氏は、廃れていたこの形式を意図的に「復活」させたわけで、そこには政治的文化的伝統に対する大内氏の強い志向をうかがうことができる。

この文書が作られた天文十一年（一五四二）という年は、大内氏が武田氏の銀山城を攻め落とすことに成功した次の年で、その勢いで出雲遠征を企てた年にある。大内氏は、武田氏を駆逐した後、安芸国内で所領の宛行いをしており、横山氏への宛行いもそのひとつであったと思われる。ただ、横山氏そのものについては、同時代の確実な文献史料がなく、このとき大内氏の旗下にあったこと以外には知りうる事実はない。

もつとも、時代が下った史料には、伝承としての記録が残されている。文政八年（一八二五）に完成した「芸藩通志」によれば、高宮郡の「故家」の項に次のような記載がある。

鈴張村横山氏 先祖、横山右馬助真高
大内家人たり、今林左衛門、幸右衛門等其裔なり、林左衛門が家に、真高

受領状を蔵す

ここで言われている真高の「受領状」というのが、今ここで紹介している大内義隆下文である。念のために言えば、ここに見える「林左衛門」と、東大の影写本が作成された明治三十年当時の文書所蔵者「横山林左衛門」とは同一人物ではない（百年以上離れている）。同じ横山家の、世代を異にする別人物であろう。また、「芸藩通志」の高宮郡「城墟」の項には、次のようにもあり、横山真高が鈴張村の関山城に拠っていたことが分かる。

関山城 東殿山 並に鈴張村にあり、関山は、天文の頃、横山真高、所居その裔、今村内にあり、（以下略）
残念ながらこれ以外に横山氏の動向（たとえば大内氏が滅んだ後どうしたのか等）については知るすべがない。江戸時代には武士を捨て、鈴張村の住人になったことが知られるのみである。

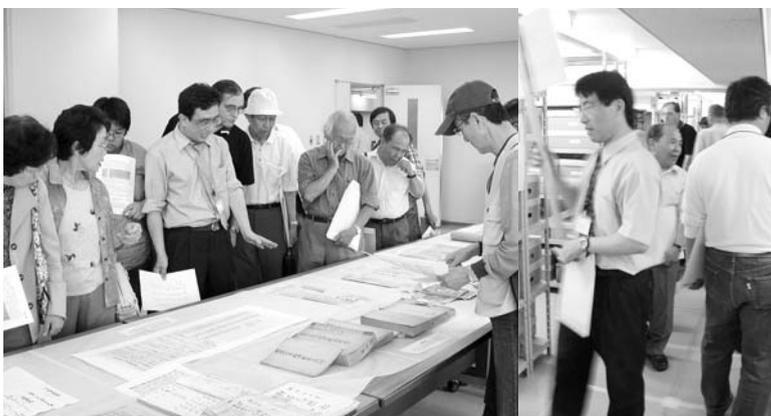
（長沢洋）

中国・四国地区第一回アーカイブズウィーク（六月一日～七日）

平成十八年六月一日から七日まで中国・四国地区の文書館・公文書館七館は「第一回アーカイブズウィーク」を共同で企画しました。これは六月一日が「公



講演会後行われた文書館見学 展示室（上）
古文書書庫（下右） 古文書紹介（下左）



文書館法」（昭和六十二年法律第百十五号）施行の日であることを記念したものです。

当館では

①「収蔵文書の紹介」展示「藩から県へ」広島県の誕生」（文書館展示室六月一日～三十日）

②講演会「山内一豊とその妻」功名が辻の世界」及び文書館書庫案内（情報プラザ多目的ホール、文書館書庫、六月十七日午後一時半から四時）を行いました。

①は、版籍奉還、廃藩置県、その後の府県統廃合を経て明治九年に県域が確定した「広島県」について、藩から県へ中央集権型の地方組織が成立する時期の史実を資料で跡付けたものです。また廃藩時の武一騒動や、初期の県令・県知事、

県庁舎の変遷等についても紹介しました。②の講演会は、土佐山内家宝物資料館が主催し、文書館・NHK広島放送局が後援したもので、同館学芸員藤田雅子氏を講師として行われました。内容は「山内一豊とその妻」の実像を資料に基づき明らかにしたものです。大河ドラマ人気も手伝い二・三六名という多数の参加者を得ました。その後希望者約七〇名が文書館書庫や展示を見学しました。普段見ることのない書庫内を見学し、生の資料の持つ迫力に感動した様子でした。

文書館のしごと⑨
資料の虫害対策

古文書などの古い紙資料には、シミやシバムシといった害虫あるいはカビなどの菌類がついていることが少なくありません。これらを駆除するための対策として、文書館では有毒ガスによる燻蒸を長く行ってきました(文書館だより第八号参照)。この方法は殺虫・殺菌を効果的に行えることから、文化財の虫菌害対策として、文書館だけでなく博物館や美術館などでも積極的に推奨されてきました。しかし、この有毒ガスにはオゾン層を破壊する物質が含まれているため、昨年以下の使用ができなくなりました。これからは、地球環境や人体への影響にも配慮しつつ、文化財の性質や虫菌害の内容・程度に応じた処置を施すことが求められることになるでしょう。

そこで広島県立文書館では、有毒ガスを使った燻蒸に代わる方法として、段階的な虫害チェックと新たな薬剤による燻蒸を昨年度から始めました。その方法は次のようなものです。

(田)まず、生きた虫がいなかろうか、目で確認します。(月)次に、文書が入っている容器ごとにトラップを仕掛け、一週間ほど様子を見ます。(火)もし、トラップに虫がかかっていた場合、あるいはトラップを仕掛けるまでもなく目で虫の存在



トラップを仕掛ける

が確認できる場合は、ブンガノンVAプレートと呼ばれる薬剤を文書が入っている容器ごとに入れ、ビニールシ

ートなどで密封します。この状態で約一〜二週間安置します。(水)ブンガノンによる燻蒸が済めば、書庫に搬入する前に再度トラップを容器ごとに仕掛け、生きた虫がいなかチェックします。(木)そして、虫がいなことが確認できれば、そこで初めて書庫へ搬入します。

もつとも、文書館で受け入れる資料には、行政刊行物のように、まず虫がいなことが確実なものもあります。そのようなものについては、トラップを仕掛けるまでもなく、直ちに書庫へ搬入する場合があります。



ブンガノンVAプレートの投入



ビニールシートでの密封作業

ブンガノンには殺虫・防虫作用があり、文書や文化財だけでなく、家庭での衣類の保管にも使用することができます。ただし、菌類の害を除去する効果はありません。資料がカビなどの被害を受けている場合は、外気に当てて乾燥させ、刷毛などを使って取り除くか、重度の被害を受けた資料については、専門の修復士に対策を相談することが必要となります。

もちろん、資料の虫害対策はこれで万全というわけではありません。書庫に搬入したあとで虫が発見される可能性もありますし、書庫を開閉する際に虫や菌類が入り込むことも十分に想定できます。そのため、書庫内の状況を一定期間ごとに点検するなど、できるだけ小まめなチェックを行うことが、これからの保管管理のあり方として、重要なことだと言えるでしょう。

(西向宏介)

ジョイント展開催のお知らせ

戦後の広島を撮影したドキュメンタリー・グラフ『Living Hiroshima(生きている広島)』(昭和24年刊、発行責任者田中嗣三)の編集関係資料を中心に、戦後の広島市街や県内各地の風景を撮影した写真および関連資料を展示します。

広島県立文書館

戦後広島のドキュメンタリー・グラフ

—田中嗣三と『生きている広島』—

場所 広島県立文書館展示室
休館日 土曜日12時以降、日曜・祝日

広島県立図書館

写真が語る戦後の広島

—『生きている広島』を中心に—

場所 広島県立図書館展示コーナー
休館日 月曜日、祝日

開催期間 平成18年7月11日(火)～9月22日(金)

新中間書庫への移転

広島市南区出汐町の元広島県地方公務員研修所は一・二階部分を平成十五年四月四日から広島県立文書館中間書庫として使用していましたが、「広島県立文書館だより」第二二号に設置報告を掲載、建物の継続使用が不可能となったため中間書庫は急遽移転することになりました。

新中間書庫として西区観音新町の旧広島県職員寮三棟が充てられ、今年の二月に移転しました。文書館から車で一〇分の近距離にあります。ただし広島デルタの河口地帯に位置し高潮や洪水被害の可能性があります。そのため、これまでの最大潮位を確認し少し余裕を持たせた位置に書架設置を行いました。

新中間書庫は広島県教育事業団埋蔵文化財調査室の敷地・建物に隣接し一棟は同調査室と同じ棟の東側部分です（写真）。残り二棟は南北に棟が続きます。建物は築四七年の鉄筋コンクリート二階建てで



中間書庫の書架と行政文書

寮仕様のため多くの小部屋に分割されています。そのため、食堂や娯楽室といった少し広い空間を最大限利用するため内部を一部改装しました。

また小部屋は八畳間で書架の設置は不可能なため行政文書を段ボールに入れ二段に重ねて保存する予定です。

今後、本庁書庫で全体の二〇％程度に緩やかに選別された行政文書は、次年度文書館に引き渡され、新中間書庫に移されます。そして時間をかけて再度選別され減量化が図られていき、完結後三十年の時点でアーカイブズとして保存されるものが確定します。

この新中間書庫は、県庁全体の記録管理の一環に位置付けられ、その役割が十全にはたされるよう活用していく必要があります。



観音新町の新中間書庫と新設の門扉
正面建物の後に残り2棟がある

広島銀行「創業百年史」 編纂資料の公開

株式会社広島銀行から当館へ寄託されていた「広島銀行「創業百年史」編纂資料」



がこのたび公開されることになりました。この資料は、

広島銀行が「創業百年史」（昭和五十四年刊）の編纂を行った際に収集・作成したもので、創業以来の経営資料を中心に八九〇〇点の資料群からなります。

そもそも広島銀行の創始は、明治十一年（一八七八）十一月の第六十六国立銀行の創立（開業は翌年四月）にまで遡ります。広島県内最初の国立銀行として尾道で開業した同行は、明治三十年（一八九七）七月に普通銀行に転換した後、大

正九年（一九二〇）に県内七行と合併契約を結び、株式会社藝備銀行となりました。

その後も県内の数多くの銀行を吸収・合併した同行は、昭和二十五年（一九五〇）八月六日、被爆五周



年を機に平和都市ヒロシマにちなんで「広島銀行」と名称変更し、今日に至っています。

資料群の年代は、明治十二年から昭和六十二年にまで及び、その内容は、広島銀行本体の資料、広島銀行に吸収・合併された銀行の資料、非前身銀行の資料という三つに大別できます。数量的に最も多いのは芸備銀行関係の資料で、営業報告書・支店引継書・株主総会綴・諸規則・監査書などを中心とする資料で占められています。その他各銀行の資料もほぼこれと同様の資料からなっています。

昭和二十五年に開業した広島銀行関係の資料には、銀行の経営関係資料と、百年史編纂のために作成された資料があり、とくに後者には、店舗や関係人物の写真が多数含まれています。

今回公開された資料群は、単に広島銀行の経営の歩みを示すだけでなく、広島県の経済界全体の動きを知るうえでも貴重な歴史資料であると言えます。

閲覧利用にあたっては、当館閲覧室にある仮目録を御覧下さい。なお、これら資料群に含まれる写真や複製資料の中には、著作権法上、利用に注意を要するものが含まれています。また、個人情報を含む資料の利用については、広島銀行の承諾が必要です。これらの点に留意のうえ、御利用下さい。

平成十七年度に収集した古文書

諏訪本家文書(寄贈)

諏訪本家は、安芸郡熊野町の旧家。下張りに元禄年間の広島藩庁文書が使われている襖一点。(請求番号二〇〇五〇二)



諏訪本家の襖

幸田光温氏所蔵文書(寄贈)

山原郡戸内村(現安芸太田町)の山中横川小学校(昭和四十五年廃校)の「沿革誌」(複製)二点。分教場から国民学校に昇格させた校長・斎藤軍一(さいとうぐんいち)の教育論などを記す日誌としての性格が強い。(請求番号二〇〇五〇三)

小山家文書(寄贈)

小山家は広島藩浅野家家中。享保十三年(一七二八)の小山源太夫の知行目録など二点。県立図書館から移管。(請求番号二〇〇五〇三)

松浦繁登氏収集文書(寄贈)

大正から昭和十年代の地図四〇点。大正初年の広島市地図一点を含む。(請求番号二〇〇五〇四)

渡田幹栄氏旧蔵文書(寄贈)

源氏物語の注釈書「湖月抄」(六〇冊、木箱入り)や、「土佐日記」「伊勢物語」などの古典籍八四点。県立図書館から移管。(請求番号二〇〇五〇五)

望月家文書(寄贈)

明治十年代の高田郡保垣村(現安芸高田市向原町)の地籍野取帳、地券など四四点。当時当主は「組合立有留・保垣村戸長代理」を勤めた。(請求番号二〇〇五〇六)

梶矢祥弘氏収集資料(寄贈)

村名不明の「田方畝数改帳」一点。(請求番号二〇〇五〇七)

平野家文書(寄贈)

女性の心がけに関する教訓状、平野豊氏が昭和のはじめごろ、広島市本川小学校に入学したときに小学校前で撮影した記念写真の複製など全一点。(請求番号二〇〇五〇八)

世良家文書(寄贈)

世良農彦は比婆郡口北村大月(現庄原市口和町)の開業医。幕末から維新にかけて大月村や竹地谷村の庄屋、戸長を勤めた世良興右衛門は、明治三十七年(一九〇四)、官営広島鉄山の民間払下げに当たり、三次・恵蘇郡鉄山・山林の下げ戻し運動を行い、その証拠書類として両郡で多数の文書を収集した。世良家文書はこれらの文書も併せて三二二八点に及ぶ。

合併前の口和町教育委員会を通じて寄贈された。(請求番号二〇〇五〇九)



世羅家文書(鉄山・山林下戻し運動の文書)

木村家文書(寄託)

木村家は若田郡府中市村(現府中市)の医家。同家七代木村孝安が開いた私塾「学半書院」で所蔵されていた漢書や医学・薬学・歴史などの典籍類三二箱(木箱)。(請求番号二〇〇五一一)

斎藤勝一氏収集文書(寄贈)

斎藤勝一氏は呉警察署に勤務し、要人の警護を担当した。人見絹枝(第二七号表紙)と、大正十三年(一九二四)に厳島に臨幸した良子皇太子妃の写真、計二点。(請求番号二〇〇五一二)

有元正雄氏収集文書(寄贈)

元広島大学教授有元正雄氏が「沼田町史」編さん時に寄贈された沼田郡伴・大塚村(現広島市安佐南区)文書と、「広島県満州開拓史」編さん時に収集した開拓団各

部隊の体験記・団誌の複製など二九点。(請求番号二〇〇五一二)

荒木家文書(寄贈)

沼田郡阿戸村(現広島市安佐南区)で宮大工を家業としていた荒木家の屏風二曲分の下張り文書。三次・法音寺文書と見られる。(請求番号二〇〇五一一)

倉田家文書(寄贈)

沼隈郡上山南村(現福山市沼隈町)倉田家の襖三枚の下張り文書。明治の山南村議案のほか、賀茂郡小松原村(現東広島市安芸津町)の庄屋文書がある。(請求番号二〇〇五一一)

小幡家文書(寄託)

小幡家は安芸郡下瀬野村(現広島市安芸区)庄屋。寛永十五年(一六三八)下瀬野村地誌帳一点。(請求番号二〇〇五一一)

宮本家文書(寄贈)

宮本産は昭和三十一年に三次市と合併した双三郡川西村の最後の村長を務めた。三谿郡江田庄石原村(現三次市)「国郡志御用書出帳」と漢籍を中心とする典籍、全二九点。(請求番号二〇〇五一一)



石原家「国郡志御用書上帳」

田中家文書(寄贈)

佐伯郡大君村(現江田島市能美町)の医師田中礼文は古医方を学んで名声を博した。同時代の広島藩主浅野吉長の側備堀南湖(一六八四〜一七五三)が著した漢文軸物一点。(請求番号二〇〇五二七)

俵家文書(寄贈)

俵茂氏は元県庁職員。昭和十二年(一九三七)から十三年にかけて建築した広島市南区の自宅の建築材料受取帳や、工事の見積り・請求・受取書など四九点(請求番号二〇〇五一八)

篠村絵図資料(寄贈)

明治七年前の世羅郡篠村(現三原市大和町)の簡易な山反別絵図五点。熊本市の古書店から寄贈。(請求番号二〇〇五一九)

島田叔昌氏所蔵文書(寄贈)

広島藩最後の藩主であった浅野長勲書の三字横額「勤而整」一点。(請求番号二〇〇五二〇)

有坂隆道氏収集文書(寄贈)

元関西大学教授有坂隆道氏が譲り受けた豊田郡末広村「地租改正書類」や、同郡沼田東村等役場文書の断簡など三七七点。(請求番号二〇〇五二一)

藤本家文書(寄贈)

安芸郡矢野村(現広島市安芸区)藤本家の天保から昭和にかけての香奠帳など

一九点。(請求番号二〇〇五二二)

波多野家文書(寄贈)

波多野幸右衛門は明治三十五年(一九〇二)から三十九年にかけて双三郡布野村長を勤めた。文政十三年(一八三〇)布野町焼失の記録や「慶応軍記」、幸右衛門宛の手紙など一八三五点。縁戚関係にあった世良家に預けられ、同家文書と一緒に寄贈された。(請求番号二〇〇五二三)

松本家文書(寄贈)

松本家は双三郡布野村(現三次市布野町)の旧家。歌人中村憲吉の末弟に当たる松本益太郎は、江戸後期の洒落本・滑稽本・人情本・黄表紙などの戯作本を中心に収集した。全一八八点。益太郎妻の実家世良家に残されていたもの。(請求番号二〇〇五二四)

小原家文書(寄贈)

小原家は恵蘇郡宮内村(現庄原市口和町)本宮権現などの社家。同家系図や神道裁許状など二二点。「口和町誌」編さん中に収集したもので、口和町が庄原市と合併する前に寄贈。(請求番号二〇〇五二五)

田中嗣三資料(寄贈)

県庁内の広島県観光協会に所属していた田中嗣三が発行責任者として関わった『LIVING HIROSHIMA(生きていく広島)』(昭和二十四年)の英文原稿、写真原稿、関係写真。また、同人

が発行した『回顧五年 原爆ヒロシマの記録』(昭和二十五年)に掲載した被爆後五年間の主要な新聞記事の筆写原稿など。全四四一点が県立図書館から移管された。(請求番号二〇〇五二六)

このほか、野坂家文書(寄託、一九八八〇二)一〇〇五五点(教科書や絵葉書アルバムなど)、長船友則氏収集文書(寄贈、二〇〇四一〇)一点(大社宮島鉄道営業報告書マイクロフィルム)が追加寄贈・寄託された。また県立図書館から出所不明文書二点(田植歌と万暦両面鑑)が移管された。

資料集「村上家乗 慶応三年・明治元年」の刊行

平成十六年度の資料集第三集に続き、広島大学文学部日本史研究室が所蔵する広島藩家老東城浅野家の重臣村上彦右衛門邦裕の日記『村上家乗 慶応三年・明治元年』を刊行しました。当館を会場に活動している古文書解説同好会のうち第二グループが慶応三年(一八六七)を、第一グループが明治元年をそれぞれテキストに学習を続けていますが、その成果をまとめたものです。

慶応三年十月には大政奉還、十二月には王政復古のクーデターが起こり、明治元年は戊辰戦争と国内は揺れ動きました。

日本は近世から近代へと、まさに時代が動いた劇的な二年間でした。広島では未曾有の物価騰貴が起こり、各地で起こった「世直り躍り」(ええじゃないか)が広島城下へも広がりました。慶応三年十二月、堀川町辺の諸所で胡子・大黒などのお礼が降ったことを「村上家乗」は伝えていきます。

慶応三年十月から十一月にかけて、彦右衛門は主家浅野道興の命を受けて長崎へ出張します。長崎では、グラバーと並ぶイギリスの武器商人オールドから銃砲を購入しようとはしますが、突然の帰命命令によって断念します。しかし、長崎ではオールドの招待で西洋料理を食べたり、英米の軍艦に搭乗する機会を得ます。この長崎出張を機に、すでに西洋時計を手に入っていた彦右衛門は、一時的ですが「朝九字」というような定時法表記を「家乗」で行うようにもなります。

広文協から

■平成十七年度第二回研修会

平成十八年二月十日(金)、廿日市市役所に九市五町一県の一八機関から二五名が参加して開催されました。テーマは「地方自治体の資料整理と文書管理の課題」(合併後の課題を中心に)で、廿日市市の取り組みの現状と課題につ



廿日市市郷土資料室見学

いて次のような報告があり、現地見学も実施されました。

田宮憲明氏（教委文化スポーツ課）

「廿日市市の資料整理の経緯と

ボランティア」

武田晃氏（総務部総務課）

「廿日市市の文書管理の現状と課題」

■平成十八年度総会・講演会

平成十八年五月三十日、当館会議室に三二人が参加して開催されました。総会では、平成十七年度事業報告・決算報告、平成十八年度役員選任、事業計画・予算などが議決されました。総会終了後、榎原幸一氏（前大阪市公文書館）による「文書管理と公文書館―大阪市の場合―」と題する講演が行われました。文書分類表により現用文書管理と歴史文書選別をシステマティックに統合している大阪市の方式は、参加者に大いなる示唆を与えるものでした。

平成十七年度の主なできごと

- 5月24日 文書調査員会議
- 5月31日 広文協総会
- 6月1日 広島女学院大学古文書実習・館内見学
- 6月2日 収蔵文書の紹介「旧跡ノ絵」と浄土真宗「二十四輩巡拝」開始
- 6月11日 古文書解読入門講座開講
- 6月15日 NHK「お好みワイド広島」で図書館・文書館を生中継
- 6月25日 東広島市で出張展示「こんなに大変!! 割庄屋のお仕事」開始
- 7月1日 収蔵文書の紹介「資料が語る被爆60年」開催（9月7日）
- 7月16日 続古文書解読入門講座開講
- 7月29日 行政文書を中間書庫へ搬入
- 7月31日 文書館だより26号刊行
- 9月5日 インターネット受入開始（9月16日）
- 10月4日 広文協研修会（於広島市）
- 10月5日 収蔵文書の紹介「写真・絵はがきで見る広島共進会・博覧会―明治・大正・昭和初期―」開始
- 11月12日 東広島市吉川公民館で講演「広島藩の割庄屋文書」（長沢）
- 11月28日 行政文書古文書保存管理講習会



収蔵文書の紹介「写真・絵はがきで見る
広島共進会・博覧会」

- 12月8日 プンガノンによる燻蒸をはじめ
- 12月27日 アスベスト対策のため文書館入口階段などを閉鎖
- 1月28日 県立広島大学古文書実習
- 1月31日 文書館だより27号刊行
- 2月10日 広文協研修会を廿日市市で開催
- 2月20日 中間書庫移転（24日）
- 3月10日 労働委員会事務局より行政文書の引渡しを受ける
- 3月13日 収蔵文書展「京橋町・保田家文書展」広島城下商家の活動と文化」開催（5月30日）
- 3月25日 文書館講演会「広島城下商家の活動と文化」京橋町・保田家文書展によせて」開催（西村）
- 3月31日 資料集第4集「村上家乗慶三年・明治元年」刊行

利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時
*土曜日 9時～12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日
*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

*JR広島駅からバス（ベイシティ経由元宇品行き）で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車（紙屋町経由広島港行き）で広電本社前下車約500m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第二十八号
平成十八（二〇〇六）年七月二十八日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七-四七
電話 〇八二二二四五―八四四四
FAX 〇八二二二四五―四五四一
印刷 今谷印刷株式会社